

令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業（MaaSの実装に向けた基盤整備事業）
公募要領

令和6年2月27日

1. 目的

本事業は、都市と地方、高齢者・障がい者等を含む全ての地域、全ての人が、どのような時でも最適な移動手段を利用できるよう、様々な移動手法・サービスを組み合わせて1つの移動サービスとしての提供を目指す MaaS の実装に不可欠な交通事業者のデジタル化を促進することを目的とする。

2. 地域交通キャッシュレス決済導入支援事業について

(1) 補助対象となる事業

交通系 IC カード（全国相互利用可能なものに限る。）又は QR コード等によるキャッシュレス決済に必要な機器等の導入であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・別紙1に規定する公共交通事業者による、交通手段の利用に伴う運賃又は料金の決済をキャッシュレス決済端末で完了させることが可能な機器等の導入であること。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は別紙1に定めるほか、以下のとおりとする。

- ・公共交通においてキャッシュレス決済の利用を可能とするシステム導入費及びシステム改修費
- ・公共交通においてキャッシュレス決済の利用を可能とする端末費（旅客施設又は車両内・船内に決済端末機器（読み取り機等）を設置する費用）

(3) 補助率

補助対象経費の1/3以内

（ただし、クラウド型キャッシュレス決済の導入に要する経費については1/2以内）

※予算の範囲内での補助であり、補助額が申請額を下回る可能性があることに留意すること。

(4) 補助対象事業者

別紙1に規定する公共交通事業者、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会とする。

(5) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和30年中央連絡協議会）による。

ア. 変更届出で足りる場合

補助対象事業の種別・名称、補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載され「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、国土交通大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

(変更届出で足りる例)

- ・ 補助対象事業の内容のうちシステム導入に伴う研修を取りやめる場合
(注) 研修を取りやめてマニュアルの作成等を新たに追加する場合及び補助対象事業を全て取りやめる場合はこれに該当しない。
- ・ 補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合
(注) 年度末を越える変更はこれに該当しない。

(様式)

- ・ 当該届出に係る様式は、様式第1に定めるところによる。
- ・ 当該届出は、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

イ. 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、補助対象事業の種別・名称、補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

(手続きを要しない例)

- ・ システム導入に伴う研修の実施回数を減らす場合

3. 地域交通データ化推進事業について

(1) 補助対象となる事業

時刻、運賃、路線、運行情報等の交通情報の電子データによる提供のためシステムの導入等であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・ 別紙1に規定する公共交通事業者における導入であること。

- ・ダイヤ編成システム、バスロケーションシステム等の運行管理に係るシステムであって、交通事業者と経路検索事業者等との間のデータの受け渡しを容易にするデータ形式（「標準的なバス情報フォーマット」、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」等の GTFS (General Transit Feed Specification) 形式。以下「特定データ形式」という。）で、時刻、運賃、路線又は車両位置等の交通情報に係るデータを作成し、出力できること。
- ・補助対象であるシステムにより作成されたデータについて、「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン」（国土交通省総合政策局）に準拠して取り扱うこと。

（２）補助対象経費

補助対象経費は別紙 1 に定めるほか、以下のとおりとする。

- ・特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステム構築に要する経費

（３）補助率

補助対象経費の 1 / 2 以内

※予算の範囲内での補助であり、補助額が申請額を下回る可能性があることに留意すること。

（４）補助対象事業者

別紙 1 に規定する公共交通事業者、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会とする。

（５）補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては 2.（５）の規定を準用する。

4. 混雑情報提供システム等導入支援事業について

（１）補助対象となる事業

車載カメラやセンサー等での乗客数の把握によるリアルタイムの混雑情報や、過去の実績を基に予測した混雑情報を提供するためのシステム導入等であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・別紙 1 に規定する公共交通事業者における導入であること。
- ・バスにおける混雑情報の提供方法等については、「公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたガイドライン（バス編）」（国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門）に準拠して取り扱うこと。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は別紙 1 に定めるほか、以下のとおりとする。

- ・カメラやセンサー、乗務員等による車内のリアルタイムな混雑状況の把握や、利用実績を踏まえた予測により、混雑情報を利用者に提供する機器やシステムの導入に要する経費

(3) 補助率

補助対象経費の 1 / 2 以内

※予算の範囲内での補助であり、補助額が申請額を下回る可能性があることに留意すること。

(4) 補助対象事業者

別紙 1 に規定する公共交通事業者、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会とする。

(5) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては 2. (5) の規定を準用する。

5. 事業評価について

(1) 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、別紙 1 に定める補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けようとする会計年度の 1 月末までに、補助対象事業者から、地方運輸局、神戸運輸監理部、又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。

②二次評価

ア. 実施対象

自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

イ. 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案等について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

地方運輸局等は、協議会に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、交付申請時に提出した補助対象事業実施後の本格的な導入に向けた事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて当該計画又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省総合政策局へ提出することとする。

(2) その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

6. 応募申請及び交付申請について

(1) 実施フロー

別紙2のとおり

(2) 応募申請

応募様式に記入して電子メールにより提出する。

ア. 応募様式

以下のページよりダウンロードして使用すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000219.html

イ. 提出書類

- ・ 応募様式（キャッシュレス）（Excel 形式）
- ・ 応募様式（データ化推進）（Excel 形式）
- ・ 応募様式（混雑情報提供システム）（Excel 形式）

ウ. 公募期間

令和6年2月27日（火）～令和6年4月5日（金）正午

エ. 提出方法

提出書類（電子データ）を添付して電子メールにて提出すること。

- ・ 提出先：事業を行う地域を管轄する各地方運輸局又は沖縄総合事務局の担当窓口
北海道⇒北海道運輸局 hkt-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
⇒東北運輸局 tht-touhoku6-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

⇒関東運輸局 ktt-koutsuu2*ki.mlit.go.jp
新潟県、富山県、石川県、長野県
⇒北陸信越運輸局 hrt-kosei-kikaku*mlit.go.jp
福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
⇒中部運輸局 cbt-chubu-kikaku*gxb.mlit.go.jp
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
⇒近畿運輸局 kkt-kinki-kikaku*ki.mlit.go.jp
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
⇒中国運輸局 cgt-chugoku-kotsukikaku*gxb.mlit.go.jp
徳島県、香川県、愛媛県、高知県
⇒四国運輸局 skt-koutuukikaku*mlit.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
⇒九州運輸局 gst-kotsukikaku*gxb.mlit.go.jp
沖縄県⇒沖縄総合事務局 unyu-kikaku.j2a*ogb.cao.go.jp

※メール送信の際は、「*」を「@」へ置き換えて送信願います。

※提出時のメール件名は、「【提出】(申請者名) MaaS の実装に向けた基盤整備事業」とすること。

(3) 選定後の交付申請

応募申請の選定結果は国土交通省ホームページで公表するとともに、選定した申請主体に個別に通知する。

選定された申請主体は、選定後速やかに、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める様式により、国土交通大臣に補助金の交付申請を行う。交付申請に係る手続きは、別途連絡する。

7. 応募にあたっての留意点

- ・採択先/採択件数は精選により決定となること。
- ・補助金の交付決定より前に着手した業務は、原則、補助対象経費には含まれない。
- ・必要に応じて、補助対象事業の実施状況の確認や資料提供を求めることがある。また、提供された資料は、公表可否の確認の上、HP掲載等を行うことがある。
- ・国の他の補助事業への応募の有無に関わらず、本事業への応募は可能である（補助対象経費の重複は不可）。

【補助対象事業者、補助対象経費、補助率について】

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
公共交通事業者（次に掲げる者をいう。）、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会	地域の公共交通事業者におけるキャッシュレス決済の導入に要する経費	1/3（ただし、クラウド型キャッシュレス決済の導入に要する経費については1/2）
イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）	地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に要する経費	1/2
ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）		
ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びにこれらの者に車両を貸与する者	地域の公共交通事業者等における混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に要する経費	1/2
ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）を営む者及びこれらの者に船舶を貸与する者		

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相

当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

MaaSの実装に向けた基盤整備事業 主な実施フロー

